

【別表2】 中山間総合対策支援事業(営農省力化支援事業) 内容

事業項目	事業実施 主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
営農省力化 支援	農家、営農 集団等	営農および農地の維持管理作業を省力的に行うために必要な機械等を導入する。	営農および農地の維持管理作業の省力化に必要と認められる経費とする。	1/2 以内

- (1) 補助対象機械等の能力および構造、事業費の規模等は、事業実施計画の目標等の目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう必要不可欠かつ必要最小限のものとする。
- (2) 自力もしくは他の助成によって実施中の事業またはすでに完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- (3) 既存の施設、機械、器具又は資材の有効利用および事業費の節減の観点からみて必要があると認められる場合は、古品古材、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。なお、その品質の確保には十分留意することとし、中古機械は耐用年数が経過していないものに限る。